

病第 4 号議案

平成 25 年度横浜市病院事業会計補正予算(第 1 号)の概要について

平成 25 年度予算について、給与の減額及び退職手当の支給基準引下げに伴う減額を行うとともに、債務負担行為の限度額の変更を行います。

1 給与及び退職手当の減額

(単位:千円)

	給与費 既決予算額 ①	補正 予算額 ②	うち		給与費 補正後予算額 ①-②
			給料等 の減額	退職手当 の減額	
市民病院	10,638,777	▲ 177,000	▲ 174,000	▲ 3,000	10,461,777
脳血管医療センター	4,109,513	▲ 69,000	▲ 68,000	▲ 1,000	4,040,513

(1) 給料等の減額

国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、「横浜市病院経営局一般職職員等の給料及び手当の臨時特例に関する規程」(平成 25 年 7 月 1 日施行)に基づき、給与費において、医師を除く職員の給料等を以下のとおり減額します。

市民病院 ▲174,000 千円
脳血管医療センター ▲68,000 千円

※減額対象：
給料、地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当

【参考1】給与の減額措置の主な内容(平成25年7月1日～26年3月31日)

区 分	給 料	地域手当	期末・勤勉手当	管理職手当
病院事業管理者	▲ 10%	給料減額 の影響に より減少	▲ 10%	支給対象外
課長級以上	▲ 8.79%		▲ 8.79%	▲ 10%
課長補佐・係長級	▲ 6.79%		▲ 6.79%	支給対象外
職員 I ～ III	▲ 3.79%		▲ 3.79%	支給対象外

(2) 退職手当支給基準引下げに伴う減額

国家公務員の退職手当の支給水準との均衡を図るために実施された「横浜市退職手当条例」の一部改正(平成 25 年 8 月 1 日施行)に基づき、給与費において、退職手当を以下のとおり減額します。

市民病院 ▲3,000 千円
脳血管医療センター ▲1,000 千円

【参考2】退職手当制度の改正内容
(支給水準の引下げ、平成25年8月1日実施)

期間	最高支給月数	引下げ月数
～平成25年7月	59.28月	—
平成25年8月～	55.86月	▲ 3.42月
平成26年4月～	52.44月	▲ 6.84月
平成27年4月～	49.59月	▲ 9.69月

2 債務負担行為の限度額の変更

(単位:千円)

名 称 ・ 設 定 期 間			限度額	左の財源内訳
				医業収益等
市民病院 医学洋雑誌購入費	補正前	平成26年度	5,000	5,000
	補正後	平成26年度	7,000	7,000

市民病院の医学洋雑誌の定期購読は暦年契約であるため、平成26年1月～12月発行の雑誌購入については平成25年度に契約を締結します。

このうち平成26年度分(平成26年4月～12月発行分)については、平成25年度予算において債務負担行為設定済みですが、為替変動の影響により、執行予定額が当初の限度額5,000千円を上回る見込みですので、限度額を7,000千円に変更します。

【参考】為替の変動状況

平成24年10月平均:79.98円/ドル → 平成26年1月平均:102.92円/ドル